

【重要】令和6年度及び7年度在外教育施設派遣教師の推薦について依頼します。在外教育施設への派遣経験は、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力といった教師の資質・能力の向上に繋がります。本教師派遣を教師の資質・能力向上の好機と捉え、派遣教師の積極的な御推薦をお願いします。

4文科教第1871号
令和5年3月29日

附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人の長
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省総合教育政策局長
藤 江 陽 子
(公印省略)

令和6年度及び7年度在外教育施設派遣教師の推薦について（依頼）

平素より、在外教育施設への教師派遣について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度及び7年度在外教育施設派遣教師の推薦について、下記のとおり依頼します。新型コロナウイルス感染症の影響下において、派遣教師の皆様並びに教師派遣に御協力いただいている国立大学法人及び学校法人（以下「派遣元」という。）の皆様には、御心配をおかけしておりますが、文部科学省としては引き続き、派遣教師及び同伴家族の安全に十分配慮して対応してまいりますので、今後とも、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和4年6月に公布、施行された「在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第74号）」では、基本的施策として「国は、地方公共団体の協力を得つつ、在外教育施設の教職員を確保するために必要な施策を講ずるものとする」旨が規定されました。また、令和3年度に総務省と共同で実施した「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」においては、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上に繋がるエビデンスが示されました。在外教育施設での勤務経験の有する研修効果をより高め、在外教育施設での教育経験を国内の教育に十分に生かせるよう、在外教育施設の教職員に対する研修等についても、充実を図ってまいります。

派遣元におかれては、本法律の趣旨及び本教師派遣に係る下記条件等も踏まえ、本教師派遣を所属の教師の資質・能力向上の好機と捉えていただき、派遣教師として適当と認められる者を積極的に御推薦くださるようお願いいたします。また、国立大学法人におかれてはその設置する学校に対して、都道

府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、別添1「令和6年度及び7年度在外教育施設の推薦及び選考手続について」に基づき、本教師派遣について、特色ある配置の活用及び派遣がもたらす効果も含めて積極的に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 在外教育施設への教師派遣の概略

(1) 趣旨

文部科学省では、我が国の主権が及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、日本国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、国際性を培うことを目的とした施策を実施しているところです。その一環として、派遣元の協力をいただきながら、在外教育施設に対する教師派遣を行っています。

(2) 待遇

- ・ 本教師派遣においては、派遣教師本人に対し、旅費及び派遣先での衣食住に必要な経費として在勤手当（在勤基本手当、住居手当等）を文部科学省から支給しています。
 - ・ 派遣元は派遣教師本人に対して給与を支給しますが、文部科学省では公立学校及び私立学校の教師に係る給与支給額のうち対象経費を委託費として、都道府県・指定都市教育委員会及び学校法人に交付しています。
- ※ 在外教育施設に派遣される公立学校の教師は、教育公務員特例法第22条第3条に基づき長期の研修出張扱いとなり、私立学校の教師も出張という身分取扱を受けることとなります。

2. 特色ある配置の活用について

(1) 優先推薦枠

推薦に当たっては、特定の国や地域（「姉妹都市協定の締結、またはそれに準ずる積極的な交流を行っている国や地域」、「日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国や地域」）に所在する在外教育施設に優先的に派遣を希望する姉妹都市等優先推薦枠、小学校又は中学校教師の英語力強化を目的として英語を公用語とする国に所在する在外教育施設に優先的に派遣を希望する「教師の英語力強化優先推薦枠」を設けています。

(2) 夫婦派遣枠

近隣の在外教育施設がある学校についてはそれぞれの学校へ、大規模校については当該校へ派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣する「夫婦派遣枠」を設けています。夫婦ともに教師の場合に、夫婦のうちいずれか一方が配偶者同行休業を取得することなく、また、住居を別にすることなく、夫婦それぞれが派遣教師として委嘱を受けることとなり、在勤基本手当も各々に支給されます。

- ※ 公立学校及び私立学校の教師に係る派遣教師経費について、夫婦それぞれの給与支給額のうち委託費対象経費を都道府県・指定都市教育委員会及び学校法人に委託費として交付することとなります。

3. その他

- (1) 派遣期間中においては、派遣教師の職務遂行上の能力、熱意及び職務の実績を評価する定期報告制度を設けており、派遣元にも共有しています。また、上記調査では、派遣中の教師と派遣元がコミュニケーションを取る機会があると、派遣による効果が高まることも示唆されていることから、積極的なご対応をお願いいたします。
- (2) 令和6年度及び7年度在外教育施設派遣教師の応募については、当省ウェブサイト等でも周知します。(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/004/001.htm)

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局国際教育課
在外教育施設教職員派遣係 國定・中野・榊原
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL : 03-6734-2440
E-mail : hakenkyoshi@mext.go.jp